

# アジア・アジアパラ競技大会協賛競輪中継番組制作及びプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

アジア・アジアパラ競技大会協賛競輪（以下「協賛競輪」という。）開催において、協賛競輪の開催にふさわしい中継番組の制作、広報宣伝及びファンサービスを実施し、売上増加・新規競輪ファンの獲得を目的とする。

この実施要領は、「アジア・アジアパラ競技大会協賛競輪中継番組制作及びプロモーション業務委託」を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

応募者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

## 2 業務委託概要

### (1) 名称

アジア・アジアパラ競技大会協賛競輪中継番組制作及びプロモーション業務委託

### (2) 業務内容

別紙「アジア・アジアパラ競技大会協賛競輪中継番組制作及びプロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）記載のとおり。

### (3) 予定価格

19,999,650円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (4) 業務履行期間

契約締結の日から令和8年7月31日（金）まで

## 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本件プロポーザルの参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止を受けていない者であること。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (5) 市税並びに消費税及び地方消費税（公租公課）の滞納がないこと。
- (6) 令和3年度から令和7年度までの間に、GⅢ以上の公営競技において中継番組制作業務及びプロモーション業務（広報宣伝・イベント業務）の両方を請け負った実績があること。

#### 4 手続き等

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記により参加表明書等必要書類を提出すること。

(1) 提出期限：令和8年2月9日（月） 17時00分まで

(2) 提出先：岐阜市東栄町5丁目16番地1

岐阜競輪場 競輪事業課 業務係

(3) 提出書類

ア 「アジア・アジアパラ競技大会協賛競輪中継番組制作及びプロモーション業務委託」事業者選定に係るプロポーザル参加表明書（様式第1号）

イ 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承認書（様式第2号）

ウ アジア・アジアパラ競技大会協賛競輪中継番組制作及びプロモーション業務委託 経費見積書（様式第3号）

エ 「アジア・アジアパラ競技大会協賛競輪中継番組制作及びプロモーション業務委託」実績一覧  
(様式第4号)

オ 企画提案書（任意書式）

カ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 提出日直前3か月以内のもの

キ 会社概要（任意書式）  
(設立年月日、代表者氏名、役員構成、資本金、従業員数、事業所所在、事業内容等)

ク 過去2年分の財務諸表の写し

ケ 最新年度分の本店、支店又は営業所等の所在地の法人市民税の納税証明書

コ 最新年度分の法人税並びに消費税及地方消費税の納税証明書(その3の3)  
(4) 提出部数

ア 企画提案書 8部

イ その他書類 1部

(5) 提出方法

参加表明書等必要書類を上記場所まで持参又は郵送（一般書留又は簡易書留により提出期限までに必着）すること。

※ 見積書は、打合せ、本業務実施にかかる諸費用、各種手続費用を含む費用とその明細を明示すること。（様式第3号）

※ 本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加表明書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意）を上記提出期限までに持参すること。また、上記期限以後に参加を辞退する場合も同様とする。

#### 5 企画提案書について

(1) 企画提案書の作成内容

ア 協賛競輪を総合的にプロデュースし、スケジュール管理を含め、トラブル等が起きても迅速・円滑に対応ができる連絡体制、フローチャート及び過去のトラブル事案での具体的対応等について記載する。

イ 中継番組制作については、視聴者・電話投票会員等に対して「岐阜競輪」及び「協賛競輪」をPRする制作内容を記載すると共に、売上げ増加に資する企画について記載する。

ウ 多種多様な広告宣伝媒体を効果的に活用し、新規顧客の獲得・売上増加につながる広告宣伝について記載する。

エ 電話・インターネット投票での購入動機を高めるようなWEB企画提案を記載する。

オ 来場及び購買促進につながるイベント・ファンサービスの企画について記載する。また、費用対効果が最大限発揮されるイベント・ファンサービスを記載する。

カ 協賛競輪の格式と品格に合った式典演出について記載する。

キ 地元の地域住民又は企業と連携したプロモーション戦略について記載する。

## (2) 企画提案書作成上の留意点

ア 用紙の大きさはA4版とし、片面換算で30ページ以内(表紙及び目次を含む)とする。ただし、図表などについては、A3版の用紙をA4版サイズに折り込むことも可とするが、該当ページはA4判2ページ相当分とする。

イ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

ウ 評価の公平性を保つため、企画提案書には、提案者を識別しうる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

エ 企画提案書は、1者につき1提案とする。

## 6 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限以後は、岐阜市の同意なく提出書類に記載された内容の変更をすることは認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により公開する場合がある。
- (6) 提案者から提供された個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシー等の規定に従って取り扱い、受託業者の決定に係る目的以外に使用せず、第三者に情報提供しない。
- (7) 提案書類の内容について、別途確認することがある。

## 7 質問及び回答

### (1) 質問方法

所定の質問票（様式第5号）により、必ず電子メールにより提出すること。

宛先電子メールアドレス jigyo@city.gifu.gifu.jp

### (2) 質問票提出期限

令和8年1月22日（木） 17時00分まで

### (3) 質問の回答方法

質問者を伏せた形で市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

### (4) 質問の回答日

令和8年1月29日（木）

## 8 審査の方法

### (1) 審査基準

岐阜市が設置する「アジア・アジアパラ競技大会協賛競輪中継番組制作及びプロモーション業務委託事業者審査委員会」（以下「委員会」という。）で定めた評価基準に基づき、委員会で企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最優秀者1者を特定する。

※ 審査の過程で企画提案書等の内容について岐阜市から質問がある。

### (2) 審査方法

#### ア 審査

プレゼンテーションを実施後、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、委員会で定めた評価基準に沿って審査を行う。

#### イ プrezentation

(ア) プrezentationは、1者につき20分間とし、企画提案のポイント説明の実施を求める。その後10分程度の質疑応答を行うものとする。

(イ) プrezentationの実施順序は、参加表明があった順番を採用する。

(ウ) プrezentationは、提出済資料にて行うこととし、追加配布資料は認めない。また、提案者を識別しうる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

(エ) プrezentationの実施に当たり使用する備品等は、全て提案者で用意することとする。ただし、スクリーン及びコンセント1箇所については、岐阜競輪場において用意する。

(オ) プrezentationの説明者は、本業務を総括するもの又は主要な担当者とし、プロジェクターを使用する場合の操作者を含め2名以内とする。

(カ) プrezentationの実施時間、場所等の詳細については、後日文書にて通知する。

## 9 審査の基準

### (1) 評価項目について

「アジア・アジアパラ競技大会協賛競輪中継番組制作及びプロモーション業務」に係る評価項目一覧表（以下「評価項目一覧表」という。）に基づき、各評価項目の内容点を算出し、その合計を内容点とする。最高点は、100点とする。

<評価項目一覧表>

評価項目		評価事項	配点	
実績点	事業者点	・本業務を行う企業についての実績	10点	10点
価格点	経費見積	・経費見積額 価格点 = $40 \times ((\text{予定金額} - \text{見積金額}) / \text{予定金額})$	10点	10点
地域点	市内事業者	・岐阜市内に本店、支店又は営業所を有しているか。	10点	10点
基本点	基本仕様等	・業務に対する理解度・積極性・取組み姿勢 ・プレゼンテーションにおいて、受け答え内容の妥当性、提案者能力 ・業務遂行スケジュール、トラブル等発生時の対応	10点	70点
	独自提案	・中継番組制作に関する提案	10点	
		・広報宣伝に関する提案	10点	
		・WEBキャンペーンに関する提案	10点	
		・場内イベント・ファンサービスに関する提案	10点	
		・式典演出に関する提案	10点	
		・その他業務に関する提案	10点	
				100点

(2) 価格点について

価格点が、10点を超えた場合は、10点とする。

(3) 基準点について

基準点は、(審査委員の人数×100点)の60%以上とする。

(4) 内容点が最多得点であった提案者を候補者とする。内容点が同点であった場合、より多くの審査委員から評価された提案者を最優秀者とする。

(5) 提案者が1者の場合等の取扱いについて

ア 提案者が1者のみの場合も審査を行い、審査を行った結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を最優秀者とする。

イ アで基準点を満たさない場合、基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がない場合は、再度募集を実施する。

(6) 企画提案者の失格について

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

ア 3の参加資格がない者が企画提案書を提出した場合

イ 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

ウ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

エ プrezentation当日、指定の時刻までに来場しなかった場合

オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

カ 本件プロポーザルを公告した以後、委員会委員と本業務に関する接触を求めた者

キ 見積書（様式第3号）の価格が2(3)予定価格を超える者

ク 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続の申立てがなされた場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 10 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、速やかに提案者あて文書にて通知します。なお、電話等による問合せには応じません。
- (2) 審査結果は、市ホームページで公表します。なお、審査結果において、最優秀者については提案者名、合計点及び評価項目ごとの点数を明らかにし、他の提案者については匿名で合計点及び評価項目ごとの点数を公表します。
- (3) 各審査委員の審査結果に対する異議は、一切受け付けません。

## 11 候補者との協議

8により最優秀者として特定された者（以下「候補者」と言う。）と岐阜市は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は、この求めに対しては協議に応じなければならない。

なお、協議が不調のときは、9により順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

## 12 事業者選定に係る日程

- |               |                                  |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 募集の告示     | 令和8年1月19日（月）から<br>令和8年2月 9日（月）まで |
| (2) 質問受付      | 令和8年1月19日（月）から<br>令和8年1月22日（木）まで |
| (3) 質問回答      | 令和8年1月29日（木）                     |
| (4) 必要書類の提出期限 | 令和8年2月 9日（月）                     |
| (5) 審査及び決定    | 令和8年2月中旬                         |
| (6) 審査結果通知    | 令和8年2月下旬                         |

※ 日程については、岐阜市の都合で変更する場合がある。

## 13 事務局

岐阜市東栄町5丁目16番地1

岐阜競輪場 競輪事業課 担当 山田

電話番号 058-245-3161

電子メールアドレス jigyo@city.gifu.gifu.jp

## 14 その他

- (1) 提案募集に参加する者は、実施要領等を熟読し、これらを遵守すること。

- (2) 提案募集に参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本手続きにおいて使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
- (5) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、業務内容や仕様書等の契約内容を本市と協議した上で決定するものであり、業者の特定をもって、提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また当該業務を委託する相手方を決定するものではない。